

◇大阪市契約規則の一部を改正する規則

- 1 随意契約による市有財産の売払い又は貸付けの申込保証金について、納付時期を明らかにするとともに入札保証金の規定を準用する範囲を整理しました。
- 2 この規則は、令和８年９月１日から施行することにしました。

(契約管財局管財部連絡調査課)